千葉市
記者発表資料

千葉開府900年 千の葉に 時を刻んで 900年

令和８年１０月２８日
こども未来局こども未来部
こども企画課こども若者支援室
電話　２４５－５６３２

こどもの権利救済相談室「ちばふらっと」のマスコットキャラクターを募集します

千葉市では、「千葉市こども・若者基本条例」に基づき、令和７年７月に千葉市こどもの権利救済相談室「愛称　ちばふらっと」を開設しました。

このたび、「ちばふらっと」がこどもたちにとって、もっと身近で親しみやすい場所になるよう、マスコットキャラクターとキャラクターの愛称を募集しますので、お知らせします。

１　応募期間

令和８年１１月１日（日）～１２月１５日（火）

２　応募対象者

市内在住、在学、在勤の小学生から高校生年代までのこども
※団体での応募も可能です。
※１人（１団体）につき１作品までの応募とします。

３　募集内容

・キャラクターのデザイン、名称
・対象外となる作品は以下の通りです
ア　個人を特定できる情報が入ったもの
イ　政党その他の政治団体又は宗教に関するもの
ウ　営利活動を目的としているもの
エ　個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
オ　第三者の権利を侵すおそれがあるもの
カ　生成ＡＩ技術またはそれに準じた技術を使用するもの
キ　公序良俗及び法令の規定に反するもの

４　応募方法

市ホームページから応募用紙をダウンロードし、以下のいずれかの方法で応募を受け付けます。詳細は市ホームページにてご確認ください。

○市ホームページ
【URL】https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kyusaimasukottobosyuu.html

（１）持参の場合

千葉市こどもの権利救済相談室「ちばふらっと」（中央区新千葉２－７－１　大宗第２ビル５階　５０３号室）に応募用紙をお持ちください。

受付日時　月、水、金曜日　１３：００～１９：００

土曜日　　１０：００～１４：００

※祝休日、年末年始を除く。月曜日が祝日の場合は翌日火曜日に開設します。

（２）郵送の場合

以下の送付先に応募用紙を郵送ください。

送付先　〒260-0031

千葉市中央区新千葉２－７－１　大宗第２ビル５階　５０３号室

ちばふらっと

（３）電子メールの場合

応募用紙の電子データを添付の上、kenri-kyusai@uwnchiba.net 送付ください。

５　選定・結果公表方法

応募作品の中から、こどもの権利救済委員が候補作品５点程度を選定。

その後、電子申請システムにより、市民投票により決定（令和９年４月頃を予定）します。

選考された場合、その結果を本人に通知するとともに、市ホームページ等で公表します。

＜参考＞千葉市こどもの権利救済相談室について

（１）救済対象者

・本市に在住、在勤、在学するこども

・本市に所在するこどもに関わる施設・団体を利用（所属）するこども

（２）相談・申し出ができる方

救済の対象となるこどもまたはそのこどもの養育者、その他救済の対象となるこどもに関わる方等

（３）相談方法

電話やメール、対面で相談をすることができます。なお、対面で相談する場合は、事前に電話またはメールで面談の日時を調整します。

（４）相談室の主な業務内容

・こどもや養育者等からの相談および救済の申し出に対する助言・支援

・関係者等への調査、調整、勧告、是正要請および制度の改善要望

・こどもの権利に関する普及啓発

（５）こどもの権利救済委員

中溝　明子　弁護士（千葉市弁護士会所属）

初谷　千鶴子　千葉女子専門学校福祉保育推進室長

（６）市ホームページ

【URL】https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kyuusai.html